

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	健康福祉部	長寿福祉課
指摘の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>地域福祉センター使用料において、事務処理の遅れにより納入通知書を送付しておらず、令和元年度は収入未済となったものがあった。(1件) (福島市財務規則第38条第1項)</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>【原因】</p> <p>複数年にわたる行政財産使用許可の3年目にあたる歳入調定漏れについては、担当者が変わった際の引継ぎ漏れに加え、財務規則及び収入事務の手引きについての理解不足、担当係長等による定期的な進捗管理が十分でなかったことが原因であります。</p> <p>【対応】</p> <p>納入通知書送付遅延に関して、相手方へお詫びと経過を説明するとともに、納入通知書を送付いたしました。今回の収入未済については令和2年度の歳入として6月1日付けで調定し、同年6月23日に市収を確認しております。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>今後は財務規則及び収入事務の手引きについて理解を深め、複数年度にわたる行政財産使用許可など、同一年度における許可と収入事務処理が連動しないものについては特に遺漏なく引き継ぎをいたします。また、担当者が変わっても見落としさないよう同一フォルダ内に進捗管理シートを作成し、必要な手続きを確認するなど事務処理を工夫するほか、決算時期以外での予算執行状況確認など、適切な事務処理を徹底し再発防止に努めてまいります。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。